

令和4年第4回取手市議会定例会提出予定議案説明記録【未校正】

実施年月日	令和4年11月24日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案第60号から第77号までの18件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第60号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、印鑑登録証明書の交付申請に当たり、市民サービスの向上及び個人番号カードの利活用を図る観点から、個人番号カードを使用した申請方法を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第61号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、公職選挙法施行令が改正されたことを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を、国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第62号、取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の配布に関し、公職選挙法第170条第2項の規定に即して、各世帯に選挙公報を配布することが困難な場合の配布方法及び補完措置について定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第63号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。本条例につきましては、地方公務員法の一部改正を踏まえ、令和5年4月1日から現行では60歳である職員の定年を65歳にまで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制——いわゆる役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与の特例規定の整備を行うほか、関連する条例について所要の改正や廃止を一括して行うものであります。

議案第64号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等の所要の措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正するものであります。また、この改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものであります。

議案第65号、取手市地域振興基金条例についてであります。本条例につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、市民の連帯の強化及び地域振興に関する施策に充てることを目的に、今回新たに制定するものであります。本基金は地方債である合併特例事業債を財源として造成し、今後、新市まちづくり計画に位置づけられたソフト事業に活用することを予定しております。

議案第66号、取手市中小企業小規模企業振興基本条例についてであります。本条例に

つきましては、小規模企業振興基本法が制定され、国の小規模企業振興基本計画が作成されたことにより、地方公共団体が小規模企業振興に関する施策を実施する責務が明確化がされたことや、市商工会、商工業関係者からの条例制定の要望等を受け、中小企業・小規模企業の振興に関して市の基本理念を明らかにし、中小企業・小規模企業の振興の一層の推進を図るため、今回新たに制定するものであります。

議案第 67 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため議会の議決を求めるものであります。

議案第 68 号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、県道守谷藤代線バイパス整備工事により道路形態が変更された道路のほか、市道路線の一部について、公衆用道路としての形態がなく、道路としての機能を有していないことから、当該市道を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 69 号、国家賠償請求事件に係る訴訟上の和解についてであります。生活保護事務に関連し、市を被告として、慰謝料等の支払いを求める訴訟が提起された件について、水戸地方裁判所から和解案が示されたことから、当該和解案の内容で原告と和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 70 号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第 71 号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、及び議案第 72 号、稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入についての 3 件は、関連議案となりますので、あわせて提案理由を申し上げます。本議案につきましては、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合が合流し、地方自治法第 285 条の規定に基づく複合的一部事務組合を新たに設立するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。具体的には、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を解散させ、当該 2 組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで、事務管理部門である総務会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革・改善を行うものであります。

議案第 73 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 4,851 万 8,000 円を増額し、予算総額を 448 億 9,122 万 7,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容は、年度途中における状況の変化に対応するものとしたしまして、大きく 2 点ございます。まず 1 点目は、扶助費の増額であります。対象者数や利用件数、サービスを提供する事業所の増加等に伴い、生活保護費、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費といった扶助費の増額を行うものであります。2 点目は、光熱水費の増額であります。昨今のエネルギー価格等の高騰に伴い、学校や庁舎、保育所等を初めとした公共施設における電気ガス等の光熱水費に不足が生じる見込みであることから、増額を計上しております。歳入の主な補正内容につきましては、歳出事業のそれぞれに伴う国県の負担金や補助金、地方債を計上

するほか、補正予算の財源調整として財政調整基金を繰入れしております。

次に、第2表（債務負担行為補正）につきましては、令和5年4月1日から業務を行うため事前に契約等の準備が必要となる（公用車リース料令和4年度その3）など44件を追加するものであります。

第3表地方債補正につきましては、災害関連事業地盤沈下対策分及び市道整備事業の限度額を変更するものであります。

議案第74号、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ45万円を増額し、予算総額を11億2,362万9,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、一般会計繰入金の増額を計上しております。債務負担行為につきましては、現在使用している公用車のリース期間満了に伴い、引き続き再リースを行うため債務負担行為を設定するものであります。

議案第75号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,260万円を増額し、予算総額を114億8,224万8,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、一般被保険者高額療養費、傷病手当金の増額を計上しております。歳入予算の補正内容につきましては、普通交付金、特別調整交付金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける国民健康保険税の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

議案第76号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ216万9,000円を増額し、予算総額を33億9,066万6,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の増額、医療給付費納付金の増額、後期高齢者健診事業委託料の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、事務費繰入金の増額、医療給付費負担金繰入金の増額、後期高齢者健診事業繰入金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける後期高齢者医療保険料の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

議案第77号、令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,462万円を増額し、予算総額を90億7,546万3,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増加に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける介護保険料の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

続きまして、同意案第 16 号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、教育委員会委員の櫻井由子氏が、令和 4 年 12 月 14 日をもって任期満了となられるため、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。御手元に配付しました経歴書のとおり、桜井氏は長年教育現場や教育行政に携わり、教育に関し高い見識を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方です。よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上、19 件につきまして御説明を申し上げます。提出する議案につきまして御審議の上、可決決定また御同意をくださいますよう、お願いを申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○総務部長（鈴木文江君） 皆様、おはようございます。総務部、鈴木です。これより令和 4 年第 4 回取手市議会定例会に上程させていただきます各議案について、それぞれの所管の部長から、詳細について説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では改めまして、総務部所管の議案について、ご説明申し上げます。議案第 60 号から議案第 64 号までとなります。

まず、議案第 60 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、市民サービスの向上と個人番号カードの利活用を図る観点から、印鑑登録証明書の交付申請に当たり、印鑑登録証を添付して申請する方法に加えて、個人番号カードの使用により、統合端末に暗証番号を入力する申請方法を追加するため、本条例の一部を改正するものです。これまでは、条例の定めの中で、窓口における印鑑登録証明書の交付の際には、印鑑登録証の添付がないと印鑑登録証明書の交付申請をすることができませんでしたが、今改正により、印鑑登録者本人が個人番号カードを添付し、統合端末に個人番号カードの暗証番号を入力して、暗証番号が合致すれば、印鑑登録証の添付がなくても印鑑登録証明書の交付申請ができるようになるものです。

続きまして、議案第 61 号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。この改正は、公職選挙法施行令が改正され、国の選挙における公費負担のいわゆる限度額が引き上げられたことに伴い、市で執行する市議会議員選挙及び市長選挙での公費負担の上限額も同様に引き上げたく、条例の改正を行うものです。具体的には、選挙運動用自動車の借入れと燃料費、ポスター作成、ビラ作成の公費負担額の上限を、それぞれ国の基準に即して引き上げるものです。

続きまして議案第 62 号、取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の発行の方法について、公職選挙法の選挙公報の規定に合わせる形で改正し、各世帯に選挙公報を配布することが困難な場合の配布方法及び補完措置について明確化するものです。現在、全世帯配布が困難なことから、新聞折り込みに加え、公共施設、駅、郵便局、スーパー、商業施設など市内約 70 か所へ配置。郵送による広報とりでの送付者に対する選挙公報の郵送を通じ、補完措置を講じております。また、市ホームページにも同一の内容を掲載し閲覧できるよう

にしております。今後も引き続きこれらの補完措置を講じた上で、選挙公報を発行してまいりたいと考えております。

続きまして、議案第 63 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。本条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から、職員の定年を現行の 60 歳から 65 歳まで段階的に引き上げる定年引上げを実施することについて定めるものとなります。定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢制——いわゆる 60 歳での役職定年制や、60 歳を超える職員の給与を 7 割とする特例、定年前再任用短時間勤務制度の整備などを併せて行うとともに所要の整備等を行うため、関連する条例について一括して改正を行うものであります。制度の概要を申し上げますと、まず職員の定年年齢につきましては、市の条例で年齢 60 年——60 歳としておりますが、この定年年齢が 2 年に 1 歳ずつ段階的に 65 歳まで引き上げられることとなります。その結果、令和 9 年度以降に 60 歳を迎える職員の定年年齢は 65 歳となります。管理監督職勤務上限年齢制は、いわゆる役職定年制と呼ばれる制度です。定年年齢が 65 歳に引き上げられる中、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持することを目的として、管理監督職に就くことができる年齢の上限を 60 歳とします。降任・降格が必要である管理監督職の範囲について、取手市では管理職手当が支給されている課長補佐職以上の職員を予定しております。なお、役職定年制による降格は、あくまで管理監督職を対象とするものですので、それ以外の職員——係長職までの職員につきましては、給料の級、号給が下がることはありません。60 歳を超える職員の給与の特例は、60 歳に達した年度以降の職員の給料月額を、これまでの 7 割水準に設定するものです。なお、役職定年により降格となる職員は、降格する前に受けていた給料額の 7 割水準の給料が保障されます。退職手当につきましては、現行では 60 歳を迎える年度末の退職が定年退職として扱われますので、定年引上げ後に制度上の不利益が生じないようにするため、60 歳を超えて退職する場合には、それが仮に定年年齢前であっても、現行制度の定年退職と同様に取り扱います。

最後に、定年前再任用短時間勤務制の導入についてです。定年引上げ後は、60 歳を迎える年度末をもってフルタイム勤務に限る正職としての定年延長を希望するか、短時間勤務の再任用職として定年前再任用短時間勤務職員を希望するか、本人の希望によりそのいずれかを選択することが可能となります。なお、定年引上げにより現行の再任用制度は廃止となりますが、その代わりに、定年が 65 歳に引き上げるまでの経過措置として、現行制度と同様の制度である暫定再任用制度が設けられることとなります。これにより、65 歳を迎える年度までの間は、今現在、再任用職員として勤務している職員も含め、暫定再任用として勤務することが可能となります。以上が制度の概要となります。次に、条文の内容に移ります。議案第 63 号の 2 ページ目を御覧ください。まず、第 1 条は取手市職員の定年等に関する条例の一部改正となります。ここでは、先ほど説明させていただきました定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制などを定めております。また、定年を 65 歳に引き上げるまでの間、令和 5 年度から令和 12 年度までの段階的な引上げについては、9 ページの附則の第 3 項に規定いたします。2 条以降も関係

条例の改正が続きますが、10ページの第2条は取手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。管理監督職勤務上限年齢制に伴う役職定年による降格が生じるため、降格に関する規定を整備しております。続いて14ページを御覧ください。第4条は取手市職員の給与に関する条例の一部改正です。再任用職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正や、60歳を超える職員の給与を7割とする特例の整備などを行います。このほか、第10条まで合計10本の関係条例について、改正及び廃止を一括して行うものです。

続きまして、議案第64号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、8月の人事院勧告や特別職の国家公務員の期末手当の支給割合の改定を踏まえ、本市においても給料表の改定をはじめ、一般職の勤勉手当、常勤特別職及び任期付職員の期末手当の見直しを行うため、給与条例等の一部を改正するものです。この改正により、給料表の平均改定率は若年層に限り0.3%増となります。また、勤勉手当は0.95月から0.1月増となり、一般職の期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給率は4.4月となります。特別職の期末手当につきましては、1.625月から0.05月増となり、年間支給率は3.3月となります。なお、改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものであります。以上、総務部所管の議案について御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。財政部所管、議案第65号、取手市地域振興基金条例について御説明させていただきます。本条例につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、市民の連帯の強化及び地域振興に関する施策に充てることを目的に、今回新たに制定するものでございます。本基金の造成に関しましては、合併特例事業債のうち基金造成分を活用し、一般財源と合わせまして積立てを行うものであります。ただし、活用する合併特例事業債には交付税措置がございますので、市の実質負担といたしましては3分の1程度となる見込みでございます。次に、本基金の取崩しや活用に関しまして、基金造成時に借入れた合併特例事業債の前年度末までに償還した金額の範囲内で取崩しが可能と定められており、新市まちづくり計画に位置づけられたソフト事業に対して充当できるものでございます。今後、本条例の可決決定をいただければ、今年度中に本基金の積立てを予定しております。一般財源や公債費の負担などを考慮いたしまして、令和4年度と令和5年度の2か年に分けて、合計で約22億7,000万円の積立てを行いたいと考えております。また、今年度中に造成を行いますと、令和5年度に償還した金額を限度に令和6年度当初予算から取崩しが可能でございます。最後に、活用する事業の選定につきましては、基金の設置目的であります、市民の連帯の強化や地域振興を進めつつ、財政健全化にも寄与できるよう活用事業を選定させていただく予定でございます。以上が、議案第65号、取手市地域振興基金条例についての御説明となります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。議案第66号、取手市中小企業・小規模企業振興基本条例について御説明させていただきます。市内中小企業・小規模企業は経済的にも社会的にも重要な役割を果たしており、その活力は地域経済に大きな影響を与えております。国では、中小企業・小規模企業政策として、平成26年

に小規模企業振興基本法の制定及び小規模企業振興基本計画の策定により、都道府県及び市町村において、小規模企業振興に関する施策を実施する責務が明記されました。商工会や地元商工業関係者からの条例制定の要望もあり、市においても中小企業・小規模企業の政策の一層の推進を図るためには、基本条例を制定して中小企業・小規模企業振興を明確に位置づけることが重要であることから、本条例を制定するものでございます。条例の内容としましては、中小企業及び小規模企業等の振興に関する基本理念、基本理念に基づく基本施策、市の責務、中小企業等、商工会、大企業及び金融機関等の役割、市民の理解及び協力、財政上の措置等を定めております。以上になります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。議案第 67 号、市道路線の認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路、戸頭地区 2 路線、井野地区 1 路線について、当該路線を取手市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図 1 並びに 3 ページの認定図 1 を併せて御覧ください。路線名 1-2813 号線は、戸頭中学校の南東側に位置する路線です。起点は戸頭 1 丁目 2 番 4、終点は戸頭 1 丁目 2 番 1、延長は 106.8 メートル、幅員は最大で 9.66 メートル、最小で 5.7 メートルです。次に、路線名 1-2814 号線は、先ほど説明いたしました 1-2813 号線に隣接する路線となります。起点は戸頭 1 丁目 2 番 11、終点は戸頭 1 丁目 2 番 14、延長は 22 メートル、幅員は最大で 10.25 メートル、最小で 6 メートルです。

続きまして、議案書 1 ページの表と 4 ページの位置図 2、並びに 5 ページの認定図 2 を合わせて御覧ください。路線名 1-4749 号線は都市計画道路 3・4・3 号線の東側に位置する路線となります。起点は井野 701 番 44、終点は井野 701 番 48、延長は 31.66 メートル、幅員は最大で 7 メートル、最小で 6 メートルとなっております。議案第 67 号、市道路線の認定についての説明は以上となります。

続きまして議案第 68 号、市道路線の変更について御説明いたします。本件につきましては、市道路線、下高井地区 1 路線の一部について、県道守谷藤代バイパス整備工事により道路形態が変更されたものについて、当該路線の起点を変更するもののほか、谷中地区の市道路線の一部について、公衆用道路としての形態がなく道路としての機能を有していないことから、当該路線の終点を変更するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図 1、並びに 3 ページと 4 ページの変更図 1、変更前、変更後を合わせて御覧ください。市道 1-1244 号線は永山小学校の北側に位置する路線です。変更点は、隣接する県道守谷藤代線バイパス整備工事により、起終点のうち起点が下高井 2,183 番 2 に変更となり、路線延長は 514.5 メートルから 526.5 メートルとなり、道路幅員の最大は、7 メートルから 23.35 メートルに変更となります。なお、終点の地番並びに道路の最小幅員につきましては変更はございません。

続きまして議案書 1 ページの表と 5 ページの位置図 2、並びに 6 ページと 7 ページの変更図 2、変更前、変更後を合わせて御覧ください。市道 2-4509 号線は取手市役所藤代庁舎の南西側に位置する路線です。変更点は、起終点のうち終点が谷中 45 番 9 に変更と

なり、路線延長は291.4メートルから244.66メートルに減少となり、道路幅員の最小は1.2メートルから2.5メートルに変更となります。なお、起点の番地並びに道路の最大幅員については変更点はございません。議案第68号、市道路線の変更についての説明は以上となります。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。議案第69号、国家賠償請求事件に係る訴訟上の和解についてご説明申し上げます。個人の方を原告、市を被告として、水戸地方裁判所に令和2年9月に提訴された生活保護事務に関する国家賠償請求訴訟が現在継続していますが、相手方との協議の結果、水戸地方裁判所から和解条項案が提示されました。内容としましては、1つ、市が原告に対する解決金として10万円を支払うこと、2つ、生活保護費の収入認定を適切に行うための情報共有や指導を徹底すること、3つ、本和解条項の中で被告としての謝罪を表明することを主とするものです。市としましては、この裁判所からの和解案に応じ原告と和解するため、議会の議決を求めるものであります。以上となります。

**○政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。私からは、議案第70号、71号、72号を一括して、提案理由を説明申し上げます。本議案につきましては、取手市が加入しております龍ヶ崎地方衛生組合と龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散し、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に合流させて、地方自治法285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立し、新たな稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入することに伴う議案です。議案第70号が龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第71号が龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第72号が稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入についてとなります。それぞれについて、地方自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。この一部事務組合の統合・複合化は、取手市のほか、龍ヶ崎市、牛久市、利根町、河内町、稲敷市、美浦村及び阿見町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合と、龍ヶ崎市、利根町及び河内町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散し、当該2組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が継承することで、事務管理部門である総務、会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう抜本的な改革、改善を行おうとするものです。私の説明は以上となります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。議案第73号、一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明させていただきます。御手元の議案書と合わせまして、令和4年度一般会計12月補正予算（案）の概要と令和4年度12月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので御覧いただければと存じます。

初めに、令和4年度一般会計12月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく3点ございます。1点目に、生活保護費等の扶助費の増額、2点目に、原油・物価高騰等に伴う光熱水費の増額、そして3点目に、令和5年4月1日から開始する来年度の業務について事前に契約等の準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うもの、これらの3つを基本としつつ、その他緊急性があるもの等に

ついて計上しております。資料中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億4,851万8,000円を増額し、予算総額を448億9,122万7,000円とするものでございます。それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。先に歳入歳出補正について説明し、その後、債務負担行為について御説明いたします。歳入歳出予算についての説明は、議案書に基づき、歳入、歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に御説明させていただきます。なお、議員報酬、特別職人件費、一般職人件費の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等によるもの及び一般職人件費にあつては、人事院勧告による増額も含め、年度末までに過不足の生じるおそれのある科目について、人件費総額を変更せずに財源調整をしている現員現給の調整ですので、説明は割愛させていただきます。また、光熱費の増額については、昨今のエネルギー価格等の高騰に伴い、公共施設等における電気・ガス等の光熱水費に、12課55施設で不足が生じる見込みであることから、合計で1億156万7,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、先ほど御覧いただいた補正予算(案)の概要の2ページに一覧を掲載してございますので、個別の補正額についての説明は割愛させていただきます。何とぞご了承願います。なお、指定管理施設の光熱水費については、それぞれの指定管理者と協議、同意の上、令和4年度決算の確定後に精算を行うこととなりましたので、今回の補正予算計上はございません。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。議案書13ページを御覧ください。中段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として、2億7,136万2,000円を増額しております。その下の公共施設整備基金繰入金は、戸頭公民館空調改修事業など3事業に、合わせて**360万円**【「360万円」を「356万円」に発言訂正】を充当するものです。その下のふるさと取手応援基金繰入金は、取手市民の歌周知イベント実施業務委託料など3事業に、合わせて136万5,000円を充当するものです。

次に、14ページの22款、1項、市債の災害関連事業債(地盤沈下対策分)は、福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金の増額に伴い10万円を増額するものです。同じくその下の市道整備事業債は、井野台4丁目の道路改良に要する経費の増額に伴い1,580万円を増額するものです。

続きまして、歳出でございます。議案書16ページ中段を御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費の、市有財産管理に要する経費は、市が所有する野々井地内の土地の法面に生育している樹木のうち2本に病害虫カシノナガキクイムシによる被害が確認されたことから、樹木病害虫被害対応業務委託料、41万4,000円を計上しております。なお、財源として森林環境譲与税基金を28万円充当しております。

続きまして、議案書17ページの下段を御覧ください。2款、総務費、2項、徴税費の市税過誤納還付金は、主に市県民税において過年度の税額変更に伴う還付が多く生じていることから、年度末までに不足が見込まれるため、210万円を増額するものです。続きまして、議案書44ページの下段を御覧ください。11款、公債費の長期債元金償還金は、ア

トレ取手に設置している企業家のためのチャレンジショップMatchMARKET（マッチマーケット）が、コロナ禍の影響等による出店者の減や管理者側の意向を踏まえ、協議を重ねた結果、令和5年1月末の契約満了時をもって終了することとなったため、整備時に活用した地方債の残金の繰上げ償還を行うことから、長期債元金償還金530万円を計上するものでございます。それと訂正をお願いしたいと思います。公共施設整備基金繰入金については「356万円」と説明すべきところを「360万円」と発言してしまいました。大変申し訳ございませんでした。財政部所管分の説明は、以上でございます。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。総務部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。補正予算書17ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、9目、交通安全対策費、交通安全の施設整備に要する経費についてです。こちらは、市民や小中学校等から要望のあった交通危険箇所において、区画線及び道路標示を設置する事業です。令和3年6月28日に起きた八街市児童5人死傷事故の影響により、危険箇所の要望が例年より増加したことにより、74万2,000円を増額補正するものです。

続きまして、補正予算書の18ページを御覧ください。2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、個人番号事務に要する経費です。令和4年7月からのマイナポイント付与により、マイナンバーカードの交付申請者が急増しております。これに伴う窓口交付業務の増大とマイナンバーカードの普及率の向上を図るための申請サポート会の実施により発生します、職員の時間外手当、消耗品、郵便料等のため、111万6,000円を増額補正するものです。この111万6,000円の増額分につきましては、補助率10分の10の国の補助金を充当いたします。歳入の補正につきましては、補正予算書12ページ、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金となります。総務部所管の歳出予算は以上となります。

**○政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。政策推進部所管の補正予算について、ご説明申し上げます。補正予算書16ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の秘書事務に要する経費は、令和4年12月18日に開催を予定しております取手市名誉市民、木内幸男氏追悼企画、「ありがとう、木内監督」につきまして、当初予定しておりましたクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附の募集を中止したため、事業の財源を一般財源へと変更するものであります。歳出金額の変更はございませんが、これに伴い補正予算書13ページ、18款、寄附金、ふるさと取手応援寄附金が減額となっております。

続きまして、補正予算書20ページ、2款、総務費、5項、統計調査費、住宅土地統計調査単位区設定に要する経費、調査員報酬、1万6,000円の増額は、来年度実施予定の住宅土地統計調査の事前準備として行われます単位区設定におきまして、国が行う指定調査区の抽出方法に変更があったことにより、取手市の調査区数が増となりました。それに伴い指導員数も増となることから、報酬を増額しております。なお、歳入につきましては、補正予算書13ページ、16款、県支出金で同額計上しております。続きまして補正予算書41ページ、9款、教育費、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費のアートのあるまちづくり推進に要する経費、取手市民のうた周知イベント実施業務委託料96万8,000円

は、取手市制施行 50 周年を記念して制作しました、「取手市民のうた、新しいあした」を多くの市民の皆様へ周知するための事業費を補正するものです。市民のうたは、令和元年度に市民の一体感や郷土愛を育むことを目的に制作されましたが、長引くコロナ禍により市民への十分な周知活動ができずにおりました。今年度に入り様々な集客イベントが開催できるようになったことを受け、3月に開催予定の駅前にぎわいフェスタにおいて、市民のうたの制作者でもあるプロのシンガーソングライター、谷本貴義さんと振り付けを担当しましたまるいきのこ氏を出演をお願いし本人に披露していただくものです。歌って踊れる市民の歌を多くの市民の皆様へ周知するものです。なお、財源につきましてはふるさと取手応援基金繰入金 87 万円を充当しております。私の説明は以上となります。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。それでは私のほうからは健康増進部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。まず、歳入より御説明をさせていただきます。補正予算書 12 ページ下段を御覧ください。16 款、県支出金、2 項、県補助金、2 目、民生費補助金、医療福祉費医療費（過年度分）、269 万 2,000 円でございます。これは令和 3 年度のマル福事業について、県負担分の医療福祉費が確定したことによるものでございます。

続きまして、補正予算書 13 ページの下段となります。21 款、諸収入、4 項、受託事業収入、1 目、民生費受託事業収入、後期高齢者健診事業受託収入 84 万 5,000 円の増でございます。これは、茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け実施している健康診査について、基本項目実施分、データ管理手数料分、事務費相当分について委託収入として収入するものでございますが、健康診査受診者見込み数の増に伴いまして、増額補正をいたします。次に、その下段にございます同じく 21 款、諸収入、6 項、雑入、5 目、雑入、後期高齢者医療制度特別対策補助金 26 万 6,000 円の増でございます。これは、茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け実施している健康診査につきまして、一定の基準に基づき医師が個別に必要と判断した場合に行います貧血、心電図、眼底、血清クレアチニンなどの詳細な健診の経費について補助を受けるもので、補助率は 3 分の 1 となります。こちらも健康診査受診者見込み数の増に伴いまして増額補正をいたします。それでは歳出の御説明に移らせていただきます。補正予算書 22 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 36 万 7,000 円の増でございます。取手ウェルネスプラザセミナールームの天井に設置されておりプロジェクターの経年に伴う故障によりまして、新しいプロジェクターに更新するための経費となります。なお財源といたしましては、ふるさと取手応援基金繰入金より 33 万円を充当しております。

続きまして、補正予算書 23 ページ下段を御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、3 目、老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金、146 万 9,000 円の増でございます。増額の理由でございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する令和 4 年度分の市町村共通経費負担金が決定したことと、令和 3 年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定によりまして精算額を増額するもので、さらに高齢者の健康診査につきまして受診者数の増を見込みまして、その委託料等の増額補正をするものでございます。

続きまして、24 ページ上段でございます、同じく3 款、民生費、1 項、社会福祉費、5 目、医療福祉費、医療福祉助成に要する経費について、財源充当をこれは変更するものでございます。

次に、補正予算書の28 ページを御覧ください。中段となります。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、3 目、母子衛生費、母子衛生事務に要する経費、100 万円の増でございます。母子保健医療対策総合支援事業の一環といたしまして、産後ケア事業を実施する医療機関のコロナウイルス感染拡大防止を図るための消毒液等の消耗品費となっております。これにあわせまして、歳入に關しましては補正予算書の12 ページでございます、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、3 目、衛生費国庫補助金、産後ケア事業感染拡大防止対策事業費補助金として、国の補助割合が2 分の1 であることから50 万円を計上しております。以上で、健康増進部所管部分の説明を終わります。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。福祉部所管分について、ご説明申し上げます。22 ページを御覧ください。1 項、社会福祉費、障害福祉事務に要する経費の委託料は、令和3 年2 月に訴訟が提起された件について、令和4 年9 月27 日付け東京地方裁判所判決が確定し、市勝訴で訴訟が終結したため、代理人弁護士に対し成功報酬として165 万円を支払うものです。本件訴訟は、原告が開設を予定していた障害者福祉施設について、障害者総合支援法に基づく茨城県知事に対する指定申請に当たり、市が意見書の交付をしなかったことにより指定申請を断念せざるを得なかったとして、開設準備に要した費用等として約1,100 万円の支払いを求めたものであります。

続きまして、介護給付費等に関する経費は、障害福祉サービスのうち、共同生活援助、就労継続支援A 型・B 型、生活介護などの利用が増えたことにより、扶助費で1 億4,300 万円、審査支払手数料で14 万6,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2 分の1 の7,150 万円、県負担金4 分の1 の3,575 万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、地域生活支援事業に関する経費の意思疎通支援事業委託料は、手話通訳者の派遣を希望する聴覚障がい者の申請件数が増えていることから、71 万8,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金20 万8,000 円、県補助金10 万円をそれぞれ増額しております。

次に、23 ページを御覧ください。障害者移動支援事業に関する経費は、移送団体等による移送サービスを利用する方が増加しているため、扶助費で36 万7,000 円を増額しております。

続きまして同ページ、老人福祉費を御覧ください。ステッキカー購入助成に関する経費は、今年度中の助成の申請者が当初想定した人数を超えたため扶助費を4 万円増額しております。

続きまして、介護保険特別会計繰出金は介護保険特別会計補正に伴い、2,336 万4,000 円を増額しております。介護給付費の増などが主な理由となります。次に24 ページを御覧ください。2 項、児童措置費、在宅障害児福祉手当に要する経費は、手当受給者が昨年度実績より増加していることから、扶助費で33 万5,000 円を増額しております。この歳

出増に伴う歳入として、県補助金 10 万円を増額しております。次に 25 ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が増えたことにより、扶助費で 2,000 万円、審査支払い手数料で 13 万 4,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金 2 分の 1 の 1,000 万円、県負担金 4 分の 1 の 500 万円を、それぞれ増額しております。

続きまして同ページ、児童入所費を御覧ください。民間保育園運営に要する経費は、民間保育園等への補助金で保育士の負担を軽減する体制強化や、一時保育の実施の園の増加による不足分について、補助金 334 万 5,000 円を増額しました。この歳出増に伴う歳入として、国補助金 89 万 5,000 円、県補助金 139 万円をそれぞれ増額しております。

次に、26 ページを御覧ください。2 段目、保育所の施設整備に要する経費は、高圧気中開閉器改修工事の工事請負費、128 万 5,000 円を計上しております。これは公立白山保育所の電気設備である高圧気中開閉器が耐用年数を過ぎていることを受け、墜落事故及び近隣への広域停電などの波及事故防止のために、速やかな改修工事を行うため計上するものです。次に 27 ページを御覧ください。3 項、生活保護費です。生活保護事務に要する経費は、議案第 69 号で御説明させていただきました訴訟に伴う和解のため、解決金 10 万円を計上しております。続きまして、生活保護に要する経費は、生活保護受給者の増加に伴い扶助費 1 億 4,700 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 4 分の 3 の 1 億 1,025 万円を増額しております。以上、福祉部所管分となります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部、野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。補正予算書 13 ページを御覧ください。19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の森林環境譲与税基金繰入金は、市内西部を中心に、病虫害、カシノナガキクイムシによる樹木の枯死等の被害が確認されていることから、私有地に所在する被害木への対応に要する経費 1,439 万 4,000 円のうち 1,005 万円を森林環境譲与税基金で対応するため、繰入れをするものです。

次に、補正予算書 30 ページをお願いいたします。5 款、農林水産業費、1 項、農業費の水田農業構造改革対策に要する経費、2,043 万 2,000 円を増額です。内訳としましては、米の転作を推進するため農業再生協議会が設定した生産数量目標を達成した生産者に対して、実施面積に応じて補助金を交付しております。飼料用米などの転作作物への転換が増加したことに伴い、水田農業転作等実施補助金 1,920 万円を増額するものです。下段の県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金は、取手市農業再生協議会が管理する水田台帳のデータを電子申請システム農林水産省共通サービスに移行するため、協議会への補助金 123 万 2,000 円を増額するものです。この県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金に係る歳入は、補正予算書 12 ページ、16 款、県支出金、2 項、県補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金として県から全額補助されるため、歳出同額を歳入で計上しております。補正予算書 30 ページに戻っていただきまして、次に、1 項、農業費の土地改良事業に要する経費、16 万 2,000 円を増額です。福岡堰土地改良区管内において、農業経営の安定化を目的に福岡堰土地改良区から実施する用水路等の機能改善事業が、国の令和 4 年度一般会計補正予算で設計及び事後調査の追加費用が認められ事業費が増額さ

れたことに伴い、市負担金を増額するものです。

次に 31 ページの 6 款、商工費、1 項、商工費のわくわく取手生活実現事業に要する経費、797 万 9,000 円の増額です。東京 23 区または東京圏から市内に移住して就業・起業またはテレワークのいずれかの要件を満たした場合に、茨城県と共同して移住支援金を交付しております。令和 3 年 3 月以降、就業に関する要件にテレワークが追加され、転職しなくても受給ができるようになったことに伴い申請者が増加し、さらに令和 4 年度からは、18 歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、1 人につき 30 万円を加算支給することになったこともあり、不足額が見込まれるため増額補正するものです。この事業費に係る歳入は、補正予算書 12 ページの 16 款、県支出金、2 項、県補助金、わくわく茨城生活実現事業補助金として、4 分の 3 の県支出分 598 万 4,000 円を歳入で計上しております。以上、まちづくり振興部所管の補正予算となります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。建設部所管の補正予算につきまして御説明いたします。最初に管理課所管の補正予算、歳入予算となります。補正予算書 13 ページ下段を御覧ください。21 款、諸収入、6 項、雑入、5 目、雑入、9 節、土木費雑入の道路災害賠償責任保険金、27 万 5,000 円を計上しております。こちらにつきましては、令和 2 年 7 月 24 日、新取手 1 丁目 13 番地先の市道 1-1573 号線、関東鉄道常総線の下を横断しているアンダーパスの部分、こちらにおきまして当該道路の路面舗装が剥がれた部分に自動車のフロントバンパーが接触したことにより運転していた相手方が負傷いたしました。人身の損害に関する部分について、市道管理者である取手市に対し、相手方から損害賠償を請求する訴訟を土浦簡易裁判所に提起されました。市では訴訟代理人として顧問弁護士を選任しており、訴訟費用である弁護士着手金 11 万円のほか、弁護士成功報酬 16 万 5,000 円の合計 27 万 5,000 円の財源につきましては、市で加入している道路賠償保険から保険金として充当することが可能であることから、今回歳入予算として道路災害賠償責任保険金 27 万 5,000 円を計上するものです。なお、損害賠償の額を定め和解することにつきましては、令和 4 年第 3 回定例会専決処分第 17 号において御報告をさせていただきましたとおり、既に相手方との和解が成立し、損害賠償金の支払いにつきましては損害保険会社から相手方へ支払われております。歳入の説明につきましては以上となります。続きまして歳出です。補正予算書 33 ページ上段を御覧ください。管理課所管の補正予算について御説明いたします。7 款、土木費、1 項、土木管理費の 25、道路管理に要する経費についてです。先ほど歳入の際に御説明いたしました訴訟費用 27 万 5,000 円のうち、訴訟代理人の顧問弁護士に対する報酬として訴訟代理委託料 16 万 5,000 円を計上しております。なお、訴訟費用 27 万 5,000 円のうち訴訟代理委託料 16 万 5,000 円を差し引いた残り 11 万円につきましては、弁護士着手金として令和 3 年度に支払いが済んでおります。同じく 33 ページ下段を御覧ください。7 款、土木費、2 項、道路橋梁費、20、道路維持補修に要する経費は、修繕費——修繕料、委託料、原材料費について、合わせて 1,536 万 9,000 円増額しております。修繕料につきましては 112 万 2,000 円の増額です。内容としましては、通学路交通安全対策プログラムにて要望のあった戸頭地区の旧県道、守谷藤代線、市道 1-1542 号線の外側線の塗り替えを約 1,115 メートル実施するほか、藤代南中

学校前の市道 134 号線の外側線を約 158 メートル、北浦川緑地前の市道 141 号線の外側線の塗り替えを約 573 メートルで実施をいたします。続いて、委託料は 34 ページ上段、道路清掃委託料として 1,051 万 4,000 円増額しております。台風や集中豪雨の際に、道路側溝に土砂や落ち葉などが堆積し流れを阻害されることで、道路冠水の発生が想定される箇所につきましては、降雨前に予防措置として側溝清掃を実施しております。また、自治会などからの側溝清掃に関する要望が例年より多く寄せられたことから、今後、予算不足により側溝清掃が実施できなくなることが見込まれることから、道路清掃委託料として 1,051 万 4,000 円増額するものです。下に移りまして、原材料費 373 万 3,000 円の増額です。今年度はアスファルト舗装の補修要望が数多く寄せられていることから、アスファルト補修材を購入するための原材料費に不足が生じ、今後の市道維持管理上支障を来す恐れがあることから、原材料費として 373 万 3,000 円増額するものです。

続きまして、同じく補正予算書 34 ページ中段を御覧ください。道路建設課所管の補正予算です。7 款、土木費、2 項、道路橋梁費、20、道路改良に要する経費は、井野台 3 丁目、4 丁目地内の市道 1-3276 号線道路改良拡幅工事に伴う事業用地買収を進めるに当たり、支障となる建物の物件移転及び通常損失に要する補償費として、1,763 万 5,000 円の増額です。市道 1-3276 号線は、当該地区から国道 6 号線へと向かう路線で、令和元年度から事業を実施しております。当初道路拡幅に伴う買収予定地内の既存建築物、木材加工作業場 2 棟については拡幅工事の支障となることから、2 棟とも買収予定地外の同一敷地内に移転することを想定しておりました。しかしながら、令和 4 年度に物件移転補償額算定のため、補償調査を実施したところ、都市計画法上、同一敷地内に木材加工作業場を再建築することはできないことから、敷地外に移転する対象となる建築物という調査結果となりました。さらに、道路拡幅に伴う買収予定地外の敷地内には、もう 1 棟の既存建築物がありますが、当該移転対象の 2 棟と一体的に木材加工作業場として使用していることから、これを含めた 3 棟の建物並びに作業場内の大型工作機械が敷地外移転対象となりました。そのほか買収予定地内の住宅地に設置されているカーポートが敷地内移設対象となっております。以上の補償調査算定結果を受け、物件移転補償費及び通常損失補償費として合計 1,763 万 5,000 円増額するものです。なお、当該事業の財源として市道整備事業債 1,580 万円を充当いたします。市債の歳入につきましては補正予算書 14 ページに記載をされております。

続きまして、補正予算書 35 ページ下段を御覧ください。水とみどりの課所管の補正予算となります。7 款、土木費、3 項、都市計画費、21、緑地等管理に要する経費は、樹木病虫害被害対応業務委託料として 313 万 5,000 円を計上しております。ナラ枯れ対策に要する経費として計上しております。ナラ枯れとは、ナラ類やシイ、カシ類の樹木にカシノナガキクイムシが潜入し、ナラ菌を樹体に感染させ、菌が増殖することで水の吸い上げる機能を阻害し、樹木を枯らしてしまう伝染病で、令和 3 年度は 42 の都府県で発生をしているという状況です。林野庁のナラ枯れ被害対策マニュアルによりますと、6 月になると被害を受けている樹木からカシノナガキクイムシがふ化し、別の樹木に移って被害が拡散する恐れがあるということから、遅くとも来年の 5 月までには対策を取る必要があるとさ

れております。10月に行った調査では、あけぼの市民緑地内において31本の樹木でカシノナガキクイムシによる穿孔穴の疑いと、それに伴う木くずが確認されております。察急に対応する必要があるため、今回の補正予算の計上に当たりましては、被害が確認されていた樹木の全てを伐採処理するための費用を計上しておりますが、完全に枯れていない樹木については、樹木の表面に消毒した後にシートをかぶせ保全措置を講ずるなど、伐採以外の方法で被害の拡散を防ぐ方法も検討しております。なお、当該事業の財源として、森林環境贈与税基金219万円を充当いたします。基金の歳入につきましては、補正予算書13ページ中段に記載されております。

最後に、7款、土木費、3項、都市計画費、27、公園維持管理に要する経費、こちらにつきましても樹木病虫害被害対応業務委託料として647万8,000円を計上しております。さきに述べました内容と同様で、市内公園で発生したナラ枯れ被害が確認された樹木の伐採処分等を行うための費用となっております。こちらも10月に行った調査では、戸頭公園、宮ノ前ふれあい公園、もくせい公園の3か所の公園で、計41本の樹木がカシノナガキクイムシによる穿孔穴の疑いとそれに伴う木くずが確認されております。伐採処理のほか保全措置を講ずるなど、先ほど御説明したあけぼの市民緑地と同様の対応を進めてまいりたいと考えています。なお、当該事業の財源として、森林環境贈与税基金453万円を充当予定となっております。基金の歳入につきましては、補正予算書13ページに記載されております。建設部所管の補正予算は以上となります。

**○消防長（秋山龍司君）** 続きまして、消防本部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書37ページ中段となります。8款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費、職員の福利厚生に要する経費につきましては、令和5年度採用職員としまして、男性11名、女性1名、合計12名が、令和5年4月1日から勤務するために必要な制服や活動服等の被服一式を購入し貸与するため、372万6,000円を増額するものです。消防本部所管の補正予算につきましては以上となります。

**○教育部長（田中英樹君）** 教育委員会、田中です。教育委員会所管の説明をいたします。補正予算書38ページをお開きください。総務事務に要する経費で、学校記念誌作成補助金16万5,000円の増です。教育委員会では、市立小中学校のPTAが刊行する学校記念誌の作成費用にかかる保護者の負担を軽減するため、取手市立学校記念誌作成補助金を交付しています。今年度は既に1校の学校が記念誌を作成したため、補助金10万円を交付いたしました。今年度中に、さらに2校の学校から補助金の交付申請が見込まれることとなったため、予算を補正する必要が生じたものです。なお財源は全額、ふるさと取手応援基金繰入金を充当いたします。その下、教育振興に要する経費11万3,000円の増です。備品購入費として、学校の授業等で使用するためのデジタルカメラ4台を購入するものです。なお財源につきましては、市外の個人の方から市立小中学校の教育に資する事業全般への充当を希望するとの趣旨で、現金10万円の寄附がありましたので、教育費寄附金として全額充当いたします。その下、学力向上推進事業に要する経費については、国の読書活動推進事業委託金20万円の内示があったため、財源充当の変更をするものです。次に39ページをお開きください。小学校管理に要する経費4,009万6,000円増のうち教育補

助員報酬 618 万 5,000 円増につきましては、小学校において支援を必要とする児童数が、当初の想定よりも多いため教育補助員の報酬を増額するものです。次に 42 ページをお開きください。公民館施設整備に要する経費 168 万円については、戸頭公民館の空調設備が 20 年を経過し、毎年、不具合が生じており、修繕にて対応している状況であることから、全面的な空調設備改修工事が必要であるため、来年度の工事を実施するための実施設計を行うものです。財源は公共施設整備基金繰入金 151 万円を充当いたします。その下、図書館管理運営に要する経費 394 万 6,000 円増のうち工事請負費 100 万 6,000 円増については、取手図書館の電気設備を更新するための工事請負費を計上するものです。取手図書館の電気設備である高圧気中開閉器が製造後 20 年を経過して老朽化が進み、開閉操作に不具合が起こる可能性があることから、速やかな改修工事を行うため計上するものです。なお財源につきましては、公共施設整備基金繰入金 90 万円を充当いたします。次に、埋蔵文化財調査整理に要する経費 139 万 7,000 円増です。開発行為や住宅の建築などの土木工事前に実施する必要がある市内遺跡確認緊急調査について、今年度は例年よりも調査件数も多く、調査面積の大きい調査なども多かったため、12 月以降に想定される調査費 7 件分を増額するものです。次に 43 ページをお開きください。取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 436 万 7,000 円増は、取手グリーンスポーツセンター敷地内で発生したナラ枯れ被害により、枯れてしまった樹木の伐採処分等を行うための費用として、樹木病虫害被害対応業務委託料を計上しております。10 月に行った調査では約 40 本の被害が確認されております。なお財源につきましては、森林環境譲与税基金繰入金 305 万円を充当いたします。続いて 44 ページをお開きください。給食センター施設整備に要する経費 311 万 6,000 円のうち修繕料 98 万 1,000 円増は、給食搬送用車両の出入口であるオーバースライディングドアと食器洗浄機設備の一部である地下部配管の修繕を計上するものです。歳入歳出補正予算の説明は以上でございます。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。続きまして第 2 表、債務負担行為の補正について御説明いたします。議案書では 5 ページから 8 ページにかけて記載されております。こちらにつきましては、資料としまして令和 4 年度 12 月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので、そちらを用いて各担当部長より御説明いたします。初めに財政部所管から御説明いたします。資料 1 ページ下段、6 番、ふるさと取手応援寄附・郵便料です。こちらは取手市に、ふるさと納税を行った寄附者が、寄附金税額控除のワンストップ特例申請書を取手市へ送付する際の郵便料金を負担するものです。実際には市が契約している民間ポータルサイトが、市に代わって寄附者に料金受取人払い封筒を送付し、寄附者がその封筒を使用することにより、市が受取人払いにて、その郵便料を負担することとなります。ふるさと納税の性質上、封筒を送付する対象となる寄附の期間が、令和 5 年 1 月から 12 月までとなることから、債務負担行為の設定期間は令和 4 年度から 5 年度まで、限度額は郵便申請された寄附金税額控除に係る申告特例申請書 1 通当たりの単価に取扱い件数を乗じた額としております。次に、2 ページを御覧ください。7 番、取手庁舎管理業務委託です。こちらは、取手庁舎の本庁舎、新庁舎及び議会棟について、清掃管理、機械設備や環境衛生等の維持管理を行うものです。期間は令和 4 年度から 5 年度

まで、限度額は2,435万円です。次に、8番、取手庁舎夜間警備業務委託です。こちらは取手庁舎の夜間警備に加え、外線電話の対応や婚姻届などの各種届出の受領などを行うものです。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は708万円です。次に9番、市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託です。こちらは市役所の電話交換や庁舎内放送などを行う電話交換業務と来庁者を所管課等へ御案内する総合案内業務です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は1,650万円です。次に、10番、市バス等運転業務委託です。こちらは市が所有するバス2台と議長車、合わせて3台の運転業務について、必要に応じて運転代行業務を委託するものです。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は185万円です。次に、3ページを御覧ください。15番、市税収納業務取扱手数料です。こちらはコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードで市税を収納するための取扱手数料及び基本料金です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は市税収納業務取扱いに係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額です。財政部所管の内容は以上でございます。

**○議会事務局次長（岩崎弘宜君）** 議会事務局、岩崎です。議会費関係の債務負担行為につきましてご説明申し上げます。資料1ページをお開きください。ナンバー3、議会会議録作成支援システム保守点検業務委託、ナンバー4、議会会議録検索システム使用料の2件となります。いずれも令和5年3月31日をもって契約期間が満了となり再契約をするため、今回補正により債務負担行為を設定するものであります。期間は令和4年度から令和5年度までとなります。限度額につきましては作成支援システム保守点検業務につきましては106万円、会議録検索システム使用料につきましては61万円です。以上です。議会費関係は以上です。

**○政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。政策推進部所管、5番、広報印刷業務委託と、36番、取手音楽の日事業、そちらの債務負担行為について説明させていただきます。資料1ページ5番の広報印刷業務委託は、毎月1日と15日の年24回発行しております広報とりでの印刷業務を委託するもので、期間は令和4年度から令和5年度で、限度額は948万円となります。続きまして、6ページ、36番の取手音楽の日事業、取手ジャズフェスティバル委託料320万円は、令和5年度の取手ジャズフェスティバルは、本年度好評であった春と秋の二部制で開催することを予定しております。一部は5月のゴールデンウィークに計画をしております、当初予算では企画・周知等に十分な期間が取れないため債務負担行為を設定するものです。政策推進部所管の債務負担行為については以上となります。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。総務部所管の債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。債務負担行為補正資料2ページ、11番、藤代庁舎管理業務委託です。こちらは藤代庁舎の環境衛生管理及び空調設備の保守点検業務を委託するもので、期間は令和4年度から5年度まで、限度額は594万円です。次に、12番、藤代庁舎夜間警備業務委託です。こちらは藤代庁舎閉庁時の17時15分から翌朝8時40分までの夜間警備を委託するもので、期間は令和4年度から5年度まで、限度額は627万円です。次に、13番、藤代庁舎清掃管理業務委託です。こちらは藤代庁舎内共有部分の清掃と敷地内の

清掃業務を委託するもので、期間は令和4年度から5年度まで、限度額は587万円です。次に、3ページ、14番、サイクルステーションとりで管理業務委託です。こちらは取手駅西口自転車駐車場サイクルステーションとりでの建物施行管理及び受付業務の年間業務委託締結によるもので、業務内容は駐輪場の受付管理業務、機械式駐輪場維持管理、機械式駐輪場定期部品交換及び建物施設管理の内容となります。業務時間は4時から25時までとなります。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は4,446万円です。次に、16番、戸籍総合システム使用料、戸籍事務内連携分です。限度額は791万円です。本業務につきましては、令和5年度末開始予定の戸籍証明書等の広域交付を含めた制度改正によるシステム変更に伴い、新たに追加したシステムの使用料が令和5年4月1日から発生するにあたり事前に契約などの準備が必要になるため、債務負担行為の設定を行います。期間は令和4年度から6年度となります。次に、17番、市長及び市議会議員補欠選挙同時選挙経費です。令和5年4月23日に執行が見込まれます取手市長選挙及び取手市議会議員補欠選挙に関し、令和4年度中に契約締結等の準備行為を要するポスター掲示場の設置撤去委託や、投票事務従事者派遣業務委託、投票用紙や選挙公報、広報とりで選挙特集号や、ポスター・ビラの証紙の印刷などの経費となります。期間は令和4年度から5年度、限度額は1,793万円です。総務部所管の内容は以上となります。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。福祉部所管分についてご説明申し上げます。債務負担行為補正資料3ページを御覧ください。18番、保育所給食調理業務委託、限度額9,966万円です。永山保育所、白山保育所、中央保育所の調理業務の委託で、令和4年度から令和6年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。続きまして、19番、戸頭子育て支援センター清掃業務委託、限度額64万円です。支援センター内の清掃業務の委託で、令和4年度から令和5年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上となります。○健康増進部長（大野安史君）健康増進部、大野でございます。それでは、私からは健康増進部所管の債務負担行為補正について御説明いたします。一覧資料3ページ下段のナンバー20を御覧ください。妊産婦・子育て女性の運動教室運営業務委託でございます。こちらにつきましては、期間は令和4年度から令和5年度、限度額は113万円でございます。令和4年度現在も実施しております運動教室を、令和5年4月以降も継続して実施していくため、4月から7月にかけて実施する第1期分の運動教室運営委託費の債務負担行為を設定するものでございます。続きまして、負担行為——資料の10ページ、別紙ナンバー1を御覧ください。保健センターの業務遂行に当たり必要な公用車1台の7年リース契約に伴いまして、令和4年度から令和11年度までの期間で債務負担行為を設定するものでございます。健康増進部からは以上となります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の債務負担行為補正について御説明いたします。資料4ページ、21番の取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託は、取手駅西口・藤代駅南口に設置している公衆トイレ及び喫煙施設の清掃業務の債務負担行為を設定するものです。期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額は594万円です。次に、資料10ページ、公用車リース料令和4年度その3の2番となります。環境対策課で使用しています公用車につい

て2か年の再リースを行うため、債務負担行為を設定するものです。期間は令和5年度から令和7年度までで、限度額は43万円です。以上、まちづくり振興部所管になります。建設部の前野です。建設部所管債務負担行為補正につきまして御説明いたします。4ページ、22番、23番になります。取手駅東西口駅前広場、ギャラリーロード、歩行者デッキ清掃業務委託の限度額1,210万円と、藤代駅自由通路等清掃業務委託の限度額129万円で、期間は令和4年度から令和5年度までとなっております。本業務につきましては、当該箇所において清掃業務を令和5年4月1日から開始するに当たり事前に契約などの準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うものです。続きまして、同じく4ページの下段、26になります。北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託、限度額365万円です。期間は令和4年度から令和5年度までです。本業務につきましては、北浦川緑地の公園管理業務を令和5年4月1日から開始するにあたり、事前に契約などの準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うものです。続きまして、公用車リース料のうち建設部所管分を御説明いたします。別紙、公用車リース料令和4年度その3の内訳書3番、管理課所管の公用車リース料、限度額223万円です。現在、道路補修作業や災害対応に使用している軽トラックは平成21年8月に新規購入し、初年度登録から14年、走行距離約11万キロを経過しております。令和5年8月に車検満了を迎えることから、新たに令和5年8月1日から8年間のリース期間で債務負担行為を設定するものです。続いて4番、排水対策課所管の公用車リース料、限度額207万円です。現在使用している軽車両は、平成27年10月の初年度登録から8年、走行距離約5万5,000キロが経過し、令和5年9月30日にリース契約が終了することから、新たに令和5年10月1日から8年間のリース期間で債務負担行為を設定するものです。建設部所管につきましては以上となります。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部の齋藤です。続きまして、都市計画課所管についてご説明申し上げます。債務負担行為補正の説明資料4ページの4段目、24番、分庁舎清掃管理業務委託でございます。限度額57万円です。こちらにつきましては、新年度当初から業務が始まるということで、今年度内にその準備行為が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。続きましてその下、25番、コミュニティーバス運行事業でございます。こちらにつきましては、令和4年度に新たに締結予定のコミュニティーバス運行に関する協定に基づき、現在、7ルートで運行しているバスの経費について、運賃などの収入との差額分を運行事業者に対して補償する運行経費補償金の債務負担行為でございます。期間は令和4年度から令和9年度まで、限度額につきましては、各年度において経費と収入の確定後の精算になる性質上、金額ではなく文言による設定とさせていただきます。なお、今回の協定再締結に伴いまして、これまで予算上、運行経費補償金とは別に計上していたバスの車両使用料につきまして、他市の事例を見ますと、その他の運行経費と同様に運行経費補償金の対象として取り扱っており、このことについて運行事業者と協議を行った結果、新年度から他市の事例に合わせて、車両にかかる経費も運行経費補償金に含めるような形で協定内容の変更を予定しておりますことを合わせてご報告申し上げます。都市計画課所管は以上となります。

**○消防長（秋山龍司君）** 続きまして、消防本部所管の債務負担行為について御説明いた

します。27番、防火衣リース料でございます。こちらは、災害現場などで消防職員が着用する防火服等の個人防護服、防護装備につきまして、今年度でリース契約が満了となる7名分の更新、及び令和5年度から消防職員採用となります12名分、合計19名分のリース契約をするものでございます。期間は令和4年度から令和11年度まで、限度額は703万円でございます。続きまして28番、消防庁舎清掃管理業務委託でございます。こちらは消防庁舎4署1出張所の清掃に係る業務を委託するものでございます。期間につきましては令和4年度から令和5年度まで、限度額は180万円でございます。以上が、消防本部の所管の説明でございます。

**○教育部長（田中英樹君）** 教育委員会、田中です。教育委員会所管の債務負担行為について御説明いたします。資料は同じく5ページ、ナンバー29、ICT活用教育支援スタッフ業務委託料です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は2,804万円です。令和5年4月から学校において本業務委託を行うに当たり、契約の準備行為を行うために債務負担行為を追加するものです。次に30、小中学校基本ソフトウェア使用料です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は516万円です。令和5年4月から、学校や教育委員会において本ソフトウェアを使用するに当たり、ライセンス契約の準備行為を行うために債務負担行為を追加するものです。次に31、指導者用タブレットパソコン使用料です。期間は令和4年度から10年度まで、限度額は1億2,495万円です。令和5年9月に端末更新を予定しており、契約の準備行為を行うために債務負担行為を追加するものです。次に32、英語指導助手業務委託です。期間は令和4年度から6年度まで、限度額は1億3,306万円です。内容は、外国語指導講師を学校へ配置するための業務委託です。次に33、小学校給食調理業務委託です。期間は令和4年度から6年度まで、限度額1億2,331万円です。内容は、小学校3校の給食調理業務を委託するものです。次に34、小学校給食調理業務委託です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額1,751万円です。内容は、小学校1校分、白山小学校の給食調理業務を委託するものです。なお本委託は、取手市立白山小学校長寿命化改良工事に伴う給食室における令和6年度以降の工事日程が未定のため、債務負担行為の設定期間を令和5年度までとしております。次に6ページに移ります。35、中学校給食調理業務委託です。期間は令和4年度から6年度まで、限度額は3,897万円です。内容は、中学校1校分の給食調理業務を委託するものです。次に37、図書館清掃管理業務委託です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は639万円です。令和5年4月から業務を行うに当たり、契約の準備行為を行うために債務負担行為を追加するものです。内容は、取手及び藤代図書館の日常清掃や定期清掃を行うものです。次に38、藤代スポーツセンター自動券売機リース料です。期間は令和4年度から12年度まで、限度額は811万円です。内容は、藤代スポーツセンターの現在の自動券売機が令和5年3月31日をもって契約満了となり、部品交換や故障修理ができなくなることから新規で8年間の賃借料を設定するものです。次に39、藤代スポーツセンター施設管理業務委託からナンバー43、藤代武道場管理業務委託までにつきましては、令和5年4月から業務を行うに当たり、契約の準備行為のために債務負担行為を追加するものです。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は御手元の資料のとおりです。次に44、学校給食センター賄材料費、

令和5年4月分です。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は1,046万円です。4月の給食開始に伴う契約の準備行為を行うため、4月分のみ債務負担行為を追加するものです。続きまして、資料10ページをお開きください。公用車リース料（令和4年度その3）の内訳のうち教育委員会所管について御説明いたします。5番のハイゼットカーゴは2年間の再リースを行うものです。期間は令和4年度から6年度まで、限度額は43万円となります。資料11ページ、事務用機器使用料（令和4年度その4）の複合機は、井野、永山公民館の機種が再リースにより老朽化しており、また藤代公民館につきましてはリース期間が終了することから新規リースを行うものです。期間は令和4年度から9年度まで、限度額は472万円となります。債務負担行為の説明は以上でございます。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。恐れ入りますが議案書にお戻りいただきまして、9ページを御覧ください。第3表、地方債補正は先ほど歳入で御説明いたしました災害関連事業（地盤沈下対策）及び市道整備事業の限度額を変更するものです。以上が議案第73号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第11号）の説明となります。

続きまして、各特別会計の補正予算につきまして、担当部長よりご説明申し上げます。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部、齋藤です。議案第74号、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ45万円を追加し、予算総額を11億2,362万9,000円とするものであります。補正予算書4ページをお開きください。中段の歳出でございます。1款、3項、事業費の取手駅北土地区画整理事業に要する経費につきましては、光熱水費45万円の増額を計上しております。こちらは、取手駅北土地区画整理事業区域内に設置しております街灯にかかる光熱水費であります。昨今のエネルギー価格の高騰による電気料金の値上げに伴い、予算に不足が見込まれることから増額するものであります。歳出につきましては以上となります。続きまして、補正予算書4ページの上段でございます歳入でございます。4款、歳入金、1項、他会計繰入金の一般会計繰入金45万円の増額を計上しております。こちらは、先ほどの光熱水費の財源として一般会計繰入金を増額するものであります。続きまして、補正予算書2ページをお開きください。下段の第2表、債務負担行為でございます。なお説明に当たりましては、令和4年度12月補正債務負担行為補正資料で御説明いたします。8ページの上段をご参照願います。公用車リース料につきましては、公用車2台のリース期間の満了に伴い、引き続き再リースを行うため債務負担行為を設定するもので、期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額は132万円であります。なお詳細につきましては、10ページ下段に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。私のほうからは議案第75号及び76号を続けてご説明申し上げます。それでは、議案第75号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）からご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億8,224万8,000円とするものでございます。それでは歳入の内容についてご説明申し上げます。補正予算書3ページを御覧ください。4款、県支出金、1項、県補助

金、1目、保険給付費等交付金2,260万円の増でございます。内訳でございますが、普通交付金として2,200万円、特別交付金として60万円増額しております。これは歳出でご説明申し上げます一般被保険者高額療養費、傷病手当金の増額に伴うものでございます。それでは歳出に移らせていただきます。補正予算書4ページを御覧ください。2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費、2,200万円の増額でございます。昨年度と比較し支給額が増加していることによるものでございます。続きましてその下段となります。同じく、2款、保険給付費、6項、傷病手当諸費、1目、傷病手当金60万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険加入者の被用者に対しまして令和2年度より支給しておりますが、昨年度と比較し支給額が増加していることによるものでございます。続きましてページ戻りますが、2ページの下段を御覧ください。第2表、債務負担行為補正について御説明いたします。国民健康保険税収納業務——失礼しました、収納業務取扱手数料でございます。こちらはコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードで市税を収納するための取扱手数料となります。期間につきましては令和4年度から5年度まで、限度額は国民健康保険税収納業務取扱いに係る収納1件当たりの単価に、収納件数を乗じて得た額としております。以上が、議案第75号の御説明となります。

続きまして、議案第76号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,066万6,000円とするものでございます。それでは歳入の内容について、ご説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費等繰入金21万2,000円でございます。こちらは一般会計補正予算でご説明申し上げました茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金について、令和4年度分が決定したことによるものと、健診受診者数の増を見込みましてデータ管理手数料の増額分を補正するものでございます。次にその下段、2目、保険基盤安定対策費繰入金、医療給付費負担分繰入金10万7,000円の増でございます。一般会計補正予算でご説明申し上げました令和3年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定によりまして、精算額を増額補正するものでございます。次に3目、健康増進事業繰入金、後期高齢者健康事業繰入金115万円の増につきましては、県後期高齢者健康診査事業について、健診受診者数の増を見込み委託料に充てます健康診査事業繰入金の増額補正をするものでございます。続きまして、その下段となります。5款、諸収入、2款——失礼しました、2項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金70万円でございます。こちらは過年度に遡る保険料の増額更正【「増額更正」を「減額更正」に発言訂正】に伴いまして、還付金額が当初見込んだ金額よりも増額したことによるものでございます。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、後期高齢者医療事務に要する経費、136万2,000円の増でございます。内訳といたしましては、歳入でご説明申し上げました後期高齢者健康診査事業の受診者数の増を見込んだ健診データ管理手数料として8,000円、委託料等について115万円の増額補正をしておりま

す。また、同じく歳入で御説明しました茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金について、令和4年度分が決定したことによる20万4,000円の増額補正をしております。続きまして、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金10万7,000円の増でございます。こちらは令和3年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金が令和4年第2回後期高齢者医療広域連合定例会において確定したことによるものでございます。内訳といたしましては、歳入で御説明した医療給付費負担分繰入金の増でございます。続きまして、6ページを御覧ください。下段となります。3款、諸収入、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金70万円の増でございます。これは歳入で御説明した過年度に遡る保険料の減額更正に伴う還付金額が当初の見込みより増額したことによるものでございます。ページ戻りますが、3ページの上段を御覧ください。第2表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。こちら後期高齢者医療保険料収納業務取扱手数料でございます。こちらにつきましても、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカード保険料を収納するための取扱手数料となります。期間は令和4年度から5年度まで、限度額は後期高齢者医療保険料収納業務取扱いに係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額となります。以上が、議案第76号の説明となります。健康増進部の所管は以上となります。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。議案第77号、令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,462万円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億7,546万3,000円とするものです。初めに歳入についてご説明申し上げます。議案2ページを御覧ください。介護給付費の増加により、3款、国庫支出金3,580万9,000円、4款、支払基金交付金4,975万9,000円、5款、県支出金2,408万7,000円、7款、繰入金7,496万5,000円をそれぞれ増額しております。繰入金の内訳は、1項、一般会計繰入金2,336万4,000円、2項、基金繰入金5,160万1,000円をそれぞれ増額しております。次に、歳出については増額が大きい主なものをご説明申し上げます。議案6ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費を御説明いたします。1目、居宅介護サービス給付費に要する経費は、利用者の増加により給付費が当初見込みより増えることが予想されるため、9,400万円を増額しております。続いて、2目、地域密着型介護サービス給付に要する経費は、グループホームや地域密着型通所介護サービス等に係る介護サービス給付費です。こちら利用者増加により3,900万円を増額しております。続いて、3目、施設介護サービス給付費に要する経費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所したときの介護サービス給付費です。こちら利用者増加により2,100万円を増額しております。続いて、6目、居宅介護サービス計画給付費に要する経費は、居宅介護支援事業所が要介護認定者に対し居宅介護サービス計画を作成したときの介護サービス給付費です。こちら利用者増加により950万円を増額しております。続いて、2項、介護予防サービス等諸費となります。要支援1から2の介護予防サービス受給者数の増加により、給付費が増えることが予想されるため、介護サービス、介護予防サービス給付費に1,600

万円、介護予防サービス計画給付費に240万円を増額しております。最後に、債務負担行為補正について御説明いたします。10ページを御覧ください。介護保険料収納業務取扱手数料ですが、期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額は介護保険料収納業務取扱いに係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額として設定いたします。これは介護保険料の収納業務を各コンビニエンスストアに委託するものです。以上で、議案第77号に関する説明を終わります。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。申し訳ございません、1か所訂正のほうをお願いしたいと思います。先ほど、議案第76号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計予算（第1号）の歳入の御説明の際に、第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金70万円の増の御説明の際に、過年度に遡る保険料の増額更正に伴う還付金額が正しいところを、私「減額更正」と発言してしまいました。こちらは正しく増額——失礼しました、その逆で「減額更正」が正しいところを、私「増額更正」と発言してしまいました。正しくは「減額更正」でございます。訂正方よろしくお願ひ申し上げます。申し訳ございません。

**○総務部長（鈴木文江君）** 以上で、取手市——失礼しました、令和4年第4回取手市議会定例会に上程させていただきます議案についての説明を終了させていただきます。改めまして、各議案につきましてご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。長時間にわたりありがとうございました。